

流通業務地区（鹿児島県告示第1981号）

市街地やその周辺地域の流通業務を向上するために定める地区です。鹿児島市では、「鹿児島市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に従い、1地区を指定しています。

流通業務団地（鹿児島県告示第1982号）

流通業務地区において、流通業務施設を総合的に整備し、流通機能の向上と道路交通の円滑化を図るとともに、生活環境の改善と消費生活の安定に資するため流通業務団地を指定しています。

鹿児島流通業務団地に建築できる建築物の範囲

敷地の種別		許可施設
流通業務施設の敷地	運輸・倉庫施設の敷地	ア トラックターミナル又は倉庫 イ 道路貨物運送業、貨物運送取扱業又は倉庫業の用に供する事務所又は店舗 ウ ア又はイに掲げる施設の付帯施設（流通業務市街地の整備に関する法律（以下、「流市法」という。）第5条第1項各号に規定する施設に該当するものに限る。） エ その他流市法第5条第1項ただし書きに基づき市長が許可した施設（以下、「特認施設」という。）
	卸売施設の敷地	ア 卸売業の用に供する事務所又は店舗 イ アに掲げる施設の付帯施設（流市法第5条第1項各号に規定する施設に該当するものに限る。） ウ 特認施設
	運輸・倉庫・卸売施設の敷地	ア トラックターミナル又は倉庫 イ 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗 ウ ア又はイに掲げる施設の付帯施設（流市法第5条第1項各号に規定する施設に該当するものに限る。） エ 特認施設
公益的施設の敷地		ア 流市法第5条第2項に規定する公益的施設 イ 流市法第5条第1項第8号に規定する施設 ウ 食堂、休憩施設、その他の特認施設※

※鹿児島流通業務団地の公益的施設の敷地に建築できる特認施設の運用基準

鹿児島流通業務団地の公益的施設の敷地に建築できる特認施設（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）（以下「法」という。）第5条第1項ただし書きの規定に基づき市長が許可できる施設）の運用基準を次のとおり定める。

鹿児島流通業務団地に関する都市計画において定められた公益的施設の敷地において、法第5条第1項ただし書きの規定に基づき市長が許可できる施設は、主として当該流通業務団地に関連する就業者の利便に供するための施設で、次に掲げる施設とする。

- 一 次の基準のいずれにも適合するもの
 - イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗、喫茶店、理髪店、美容院及びクリーニング取次店
 - ロ イの各施設の床面積が150㎡以内であって、公益的施設の敷地内において同種の施設がないもの
 - ハ 居住の用に供しないもの
- 二 会議研修施設その他公益上必要なもの

附則

この運用基準は、平成17年5月9日から施行する。

附則

この運用基準は、令和3年11月16日から施行する。

